

# 協議事項 1

## 令和 7 年度専門研修プログラム

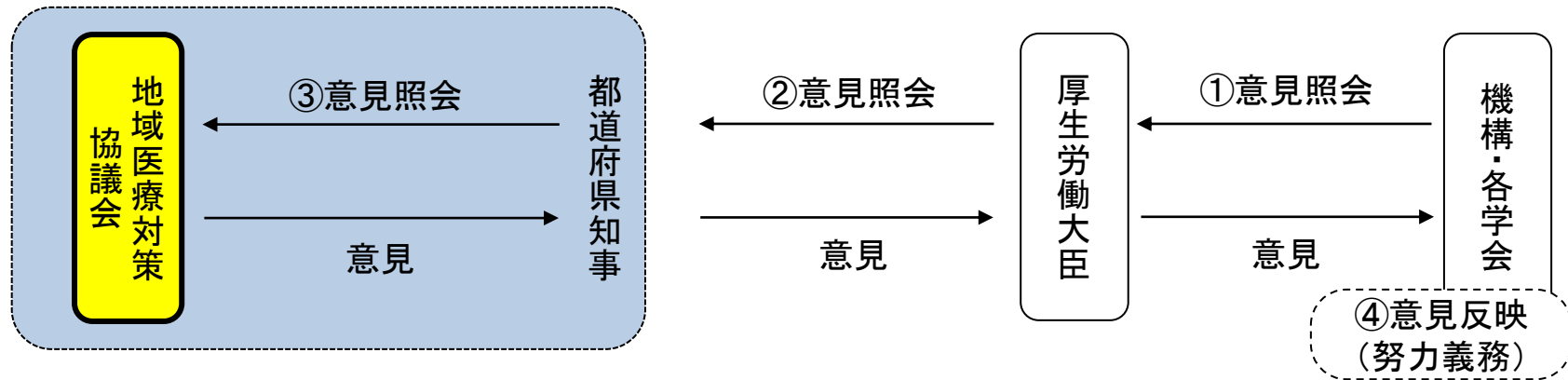
(協議資料 1) 令和 7 年度専門研修プログラム

# 令和7年度専門研修プログラムについて

医師法において、以下のとおり定められている。

- ① 日本専門医機構（以下「機構」という。）及び各領域学会（以下「学会」という。）が専門研修制度や専門研修プログラムを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に意見を聴かなければならない
- ② 厚生労働大臣は、意見を述べるときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない
- ③ 都道府県知事は、意見を述べるときは、あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない
- ④ 機構及び学会は、専門研修制度や専門研修プログラムに、厚生労働大臣の意見を反映させるよう努めなければならない

⇒ 厚生労働省から令和7年度専門研修制度に関する意見照会（②）があったため、本協議会のご意見を伺う（③）もの



## <医師法>

第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

# 確認事項

○ 「都道府県での確認事項」として、厚生労働省から以下の項目が提示

## 1. 令和7年度専攻医採用に係るシーリング案について

- ・ 日本専門医機構が提示した令和7年度シーリング案の、県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響

※シーリング:医師偏在対策のため、専攻医(専門研修を受ける医師)の募集にあたり、医師数が比較的多い都道府県・診療科に対し、一定の上限を設けるもの。本県は令和6年度同様、精神科と整形外科で該当。

## 2. 個別の専門研修プログラムについて

- ・ 連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと(※今回該当なし)。
- ・ 地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。
- ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。

なお、専門医制度は「プロフェッショナルオートノミー(専門家による自律性)」を原則としており、専門医となるために必要な資質(必要症例数や経験すべき症例等)に関する事項は、今回の協議の対象外とされている

# 1. 令和7年度専攻医採用に係るシーリング案について

- 日本専門医機構が提示したシーリングの基本的なルールは、R6年度採用と同様（シーリング数も同数）

⇒ 本県は、精神科・整形外科がシーリングの対象で、R7年度採用のシーリング（案）は、精神科9人・整形外科10人（対象診療科・シーリング数ともR6年度採用と同じ）

（※日本専門医機構においてシーリングの効果検証・制度改善の検討を進めているところであり、シーリング数については同検証の結果を踏まえて検討されることとなっている）

（基本的なルール）

【シーリングの対象】 2018年の医師数が足元及び2024年の必要医師数を上回る都道府県・診療科が対象

【シーリング数】 2018年から2020年までの平均採用数から、最大20%を除いた数

【連携プログラム枠】 シーリング対象外の都道府県の施設で一定期間研修を行う場合、シーリングとは別枠で加算  
（過去の平均採用数に対し、最大20%）

うち一部は、医師充足率が低い都道府県（0.8以下）の施設で一定期間研修を行うプログラムである必要がある（都道府県限定分）

【特別地域連携プログラム枠】

医師充足率がより低い都道府県（原則0.7以下）のうち、医師少数区域等にある施設で一定期間研修を行う場合、シーリング及び連携プログラム枠とは別枠で加算

（原則都道府県限定分と同数だが、個別事情を配慮して設定）



# 1. 令和7年度専攻医採用に係るシーリング案について

R6.7.19医師専門研修部会(日本専門医機構提出資料)資料より抜粋

## 2025年度専攻医募集におけるシーリング数の考え方について

### シーリング数について(案)

- シーリングの効果検証の実施については、本部会よりその必要性の指摘を受けており、日本専門医機構としても昨年度から厚生労働科学研究などにおいて検証を開始し、制度改善の検討を進めている。そのため、シーリング数についても、拙速に更新するのではなく、同検証の結果を踏まえて検討すべきであると考えている。
- 特別地域連携枠においては、設置要件である足下充足率が0.7以下(小児は0.8以下)の都道府県にある医師少数区域にある施設が、研修施設としての要件を満たす施設が少なく、設置するのが困難との意見が複数の領域学会からあがった。
- 医師少数県の大学病院や基幹病院等に専攻医を派遣すると、その大学病院や基幹病院等から医師少数区域の施設に他の医師を派遣することができるのではないか。
- これらのことから、2025年度のシーリング数は2024年度と同じ数値とし、特別地域連携枠の設置要件として、既存の足下充足率が0.7以下(小児は0.8以下)の都道府県にある医師少数区域にある施設の他に、当該連携先都道府県の医師少数区域の病院Bに新規に医師を1年以上派遣する研修施設A(前年度に派遣実績がある場合は、それに加えて新たに派遣する)としてはどうか。(※)  
(※)研修施設Aは、当該要件で派遣を受けた専攻医数、前年度と当該年度に研修施設Aから病院Bに派遣した医師数を明記し、派遣した翌年に派遣の実績報告書を提出することとする。この場合、具体的な派遣実績については、県の地域医療対策協議会が確認する。なお、派遣実績が確認できない場合は、翌年度の「特別地域連携枠」について該当分を減ずる。
- また、医師の働き方改革を踏まえ、令和5・6年度開始プログラムの専攻医募集時に、年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超えるもしくは超えるおそれがある医師が所属する施設として、特別地域連携プログラムの連携先となった施設であって、引き続き、連携が必要となる、B水準の特定労務管理対象機関としてはどうか。



# 令和7年度専門研修プログラムについて

## 【厚生労働省への意見について】

- 事務局としては、厚生労働省への意見として
  - ・地域の実情を踏まえた定員配置となるよう、シーリングを設定すること
  - ・各診療科において県内の多くの医療機関と連携がなされ、個別のプログラムには特段意見はないことを考えており、
- 事務局案（以下）への追記等、ご意見をいただきたい。

### <1. 令和7年度専攻医採用に係るシーリング案への意見>

地域の実情を踏まえた定員配置となるよう、今後のシーリングの設定にあたっては以下の点を考慮していただきたい。

- 1 シーリング数の算定にあたっては、**教育・研究に多くの時間を充てている大学病院医師の勤務実態を適切に反映すること。**
- 2 医師の養成・派遣は県境を越えて広域的に行われている実態を踏まえ、こうした**医師の養成・派遣を担う大学の役割を適切に評価すること。**
- 3 全国的に**不足感が強い診療科はシーリングの対象外とすること。**
- 4 令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた**能登の医療の復旧・復興の妨げとならないこと。**

### <2. 個別の専門研修プログラムについて>

特段なし

(※)下線：昨年度から追加した箇所

## 報告事項（1）

金沢大学医学類特別枠と石川県自治医科大学卒業医師の  
令和7年度の配置

（報告資料1）

金沢大学医学類特別枠と石川県自治医科大学卒業医師の  
令和7年度の配置



# 金大特別卒卒医師及び自治医科大学卒医師の配置について

- 能登北部4病院を対象にR7年度の配置希望を調査した結果は、下表のとおり。  
→ 今後、医局や派遣先病院と調整を行っていく。
- 配置結果については、年度末に開催する本協議会で報告予定。

(単位:人)

医療圏	病院名	配置希望	うち内科 以外	(参考) R6実績		
				特別卒	自治医	
能登北部	珠洲市総合病院	8	3	7	6	1
	市立輪島病院	10	4	5	2	3
	公立宇出津総合病院	4	0	3	2	1
	公立穴水総合病院	5	0	4	3	1
合 計		27	7	19	13	6

※配置希望数は、金大特別卒卒医師及び自治医科大学卒医師のみとし、通常の医局派遣医師の希望数は含まない。

# 金大特別枠卒医師及び自治医科大学卒医師の配置について

○ R6年度の派遣は次のとおり。能登北部には19名を派遣。

病院名	R6派遣者数		
		うち特別枠	うち自治医
珠洲市総合病院	7	6	1
市立輪島病院	5	2	3
公立宇出津総合病院	3	2	1
公立穴水総合病院	4	3	1
<b>能登北部計</b>	<b>19</b>	<b>13</b>	<b>6</b>
町立富来病院	2	1	1
公立能登総合病院	5	5	0
公立羽咋病院	0	0	0
町立宝達志水病院	2	0	2
恵寿総合病院	5	5	0
<b>能登中部計</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>3</b>
公立河北中央病院	1	1	0
金沢市立病院	1	1	0
公立松任石川中央病院	1	1	0
公立つるぎ病院	1	0	1
<b>石川中央計</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>
能美市立病院	3	3	0
小松市民病院	7	7	0
加賀市医療センター	4	4	0
<b>南加賀計</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>0</b>
こころの病院	2	2	0
金沢大学附属病院	13	13	0
県立中央病院	13	7	6
金沢医療センター	1	1	0
<b>3次病院計</b>	<b>29</b>	<b>23</b>	<b>6</b>
<b>合計</b>	<b>80</b>	<b>64</b>	<b>16</b>